

南池袋二丁目 A 地区市街地再開発組合の解散及び清算について

南池袋二丁目 A 地区市街地再開発組合は都市再開発法第 11 条の規定により、平成 22 年 1 月 26 日東京都知事の設立認可を受け、第一種市街地再開発事業を実施してきたところであるが、事業の完了に伴い解散手続き、清算手続きを行い、3 月 21 日すべての手続きが完了した。

(1) 解散、清算手続きの流れ

[平成 28 年]

- 8 月 20 日 再開発組合 解散総会
- 8 月 24 日 組合解散認可申請 (東京都知事あて)
- 9 月 30 日 組合解散認可 (東京都知事)

[平成 29 年]

- 2 月 25 日 再開発組合 清算総会
→残余財産の処分 (豊島区へは 3 月 2 日に振込)
- 3 月 3 日 決算報告書の承認申請 (東京都知事あて)
- 3 月 21 日 決算報告書の承認 (東京都知事)

(2) 残余財産の処分について

残余財産となる金額について、床価額の確定時における権利床価額割合をもって各人に分配することとし、豊島区の分配金は次の算定式の通りとなる。

分配金 = 15,479,128 円 = 25,651,139 円 × (8,152,310 千円【床価額の確定時の豊島区床価額】/13,509,549 千円【床価額の確定時の権利床床総額】)